



<厚木市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- 既存の社会資源を整理し、不足していた「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場の提供」はプロジェクトチームを立ち上げ、新たに整備
- 地域包括ケア社会の実現をめざし、地域包括支援センターとの連携で高齢障害者への専門的な対応体制を確保
- 相談機能は、従前、障害種別で相談を受けていたものを、地域で障害の区別なく受けられるよう強化
- 緊急時の受け入れ・対応として、夜間・休日を想定した対応プラン（（仮称）安心生活支援プラン）を、予め計画相談支援に組み込んでいく試みをスタート

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	225,489人（平成30年3月1日現在 速報値）	
障害者の状況 （平成30年3月1日現在）	身体障害者手帳所持者 6,067人	療育手帳所持者 1,766人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 1,617人	
	<p>・障害者数（平成29年3月末：8,970人→平成30年3月1日：9,122人）</p> <p>・障害者人口の半数が65歳以上。</p> <p>・制度等の周知が手帳の取得につながり、知的障害者・精神障害者が増加。特に軽度が増加している。</p> <p>（身体 平成29年3月末：6,101人→平成30年3月1日：6,067人）</p> <p>（療育 平成29年3月末：1,590人→平成30年3月1日：1,766人）</p> <p>（精神 平成29年3月末：1,507人→平成30年3月1日：1,617人）</p>	
実施主体	厚木市、障がい者総合相談ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）、グループホーム（13か所）、短期入所施設（13か所）	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ～完了へのプロセス

- ・平成26年に国からの地域生活支援拠点等の整備方針を受け、第4期厚木市障害福祉計画（平成27年度～29年度）の成果目標として、既存の社会資源を活用した整備を進める方針とした。
- ・近隣三市町村による「厚木市・愛川町・清川村障害者協議会」を平成26年度末に解散し、平成27年に「厚木市障害者協議会」を新設。軌道に乗った平成28年8月から地域生活支援拠点等の整備についての検討を開始した。
- ・5つの機能が既存の社会資源で充足できるかを整理し、不足している2機能（「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」）については、地域自立支援協議会でプロジェクトチームを立ち上げた。

- ・「緊急時の受け入れ・対応」プロジェクト（メンバー：市、基幹相談支援センター、短期入所施設）
第1回課題抽出、第2回緊急対応フローの説明、第3回「（仮）安心生活支援プラン」の提案
- ・「体験の機会・場の体制整備」プロジェクト（メンバー：市、基幹相談支援センター、グループホーム）

第1回課題抽出、第2回共通認識（体験利用の定義、空き室の有効活用）

- ・「相談機能」については、障がい者相談支援センター（平成27年10月開設）の強化を進める。「専門性の確保」については、相談支援専門員の連絡会・研修会等を継続する。「地域の体制づくり」については、すでに平成26年度から地域包括ケア社会として体制づくりに取り組んでいたため、地域包括支援センターを強化することとした。
- ・平成29年3月、本市の地域生活支援拠点等の整備について、一定の方向性を出し、整備完了とした。

整備方針～地域包括ケア社会の実現をめざす～

- ・本市が目指している地域包括ケア社会との関係性をもった整備を行うこと、市内に障害者支援施設等が多いという強みを生かすこと、障害者が地域生活を送る上での安心感とは何かについての議論を行うことの3点を重視した。

将来像：地域包括ケア社会の実現。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会。

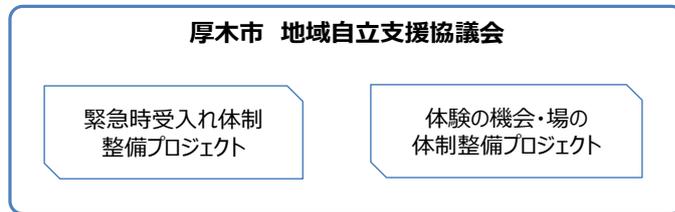
目的：障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

整備イメージ：関係機関と協議しながら拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結び付けながら効率的・効果的な地域生活支援体制等の整備を図る。

地域自立支援協議会等の活用

- ・地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行うため、地域自立支援協議会で「緊急時受け入れ体制整備プロジェクト」、「体験の機会・場の体制整備プロジェクト」を立ち上げた。

地域自立支援協議会構成図



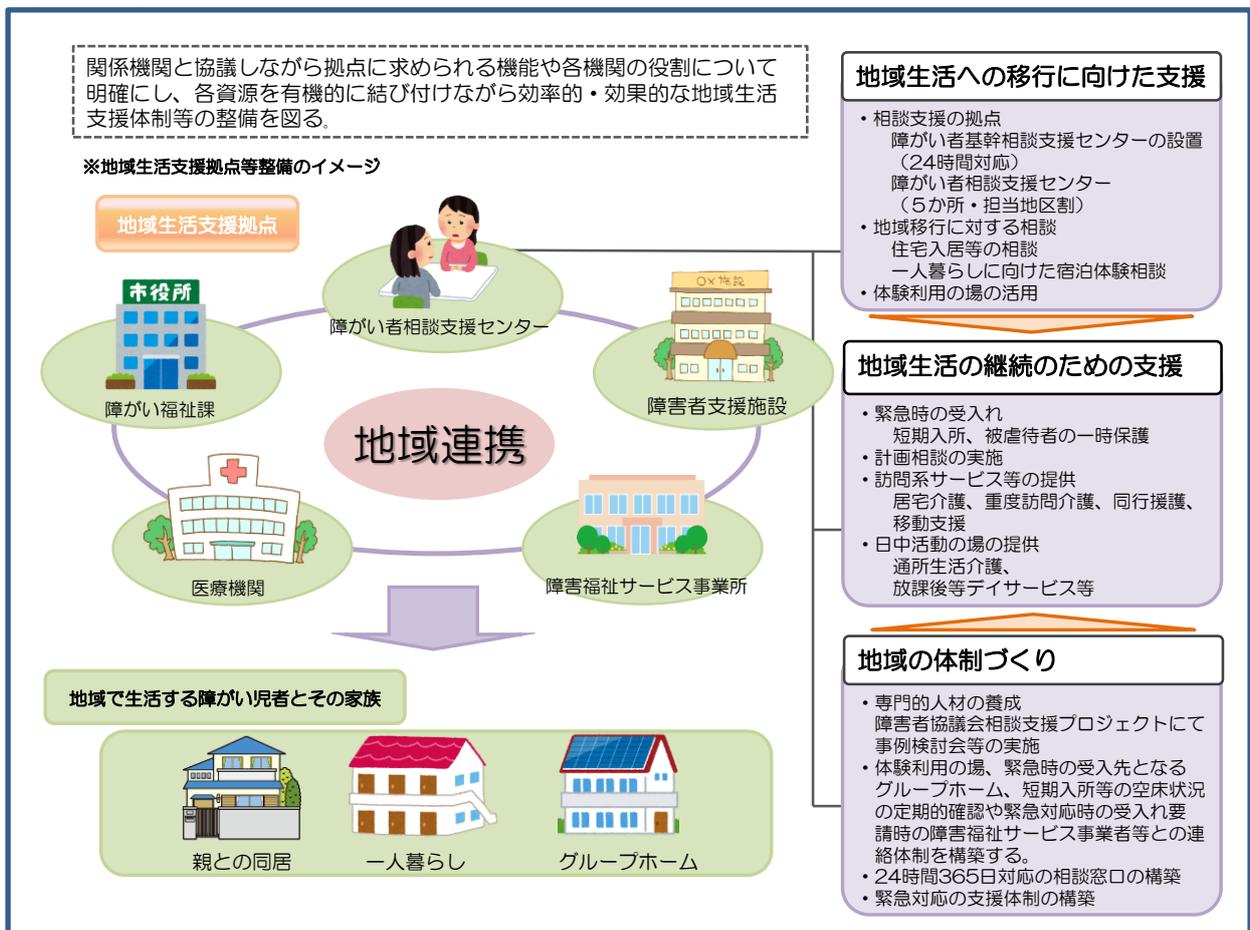
関係者への研修・説明会開催等

- ・プロジェクトの設置に当たり、メンバーとなる市内の障害者支援施設、グループホームを運営する法人等への説明会を開催した。
- ・相談支援事業所連絡会でプロジェクトの進捗状況について、随時情報提供を行った。

必要な機能の検討・検証

- ・平成29年度は、試験的な運用期間として更なる課題の検証を行うとともに、障害者やその家族に向けた周知を行う。
- ・新たな課題は障害者協議会にて検証を行う。

整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	34人 うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：34人
相談事業にかかる費用	予算措置額：86,220,千円（平成30年度予算） 活用している事業枠：障害者相談支援事業

【実施機関】 障がい者総合相談ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）

【利用者数】（上記6か所の合計）（平成28年度）実人数914人 延べ人数12,568人

地域で3障害の区別なく相談を受けるよう機能強化

- ・日中（月～金）は、障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センター（5か所）が相談を受けている。
- ・以前は、障害の種別ごとに相談支援事業所が相談を受けていたが、平成27年10月から担当地区を設け、3障害の区別をすることなく相談を受けている。
- ・以前は障害児の事業所やサービスの種類が少なかったためセルフプラン率が高かったが、今は放課後デイ等の事業所が増えている（25事業所）ため、今後は障害児への計画相談支援を進める必要性を感じている。



障がい者基幹相談支援センター

夜間、休日は、生命に関わる緊急相談のみ受付

- ・夜間・休日は、生命に関わる緊急相談のみ、障がい者基幹相談支援センターが携帯電話により対応している。
- ・障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員が3人交代でオンコールしている。
- ・「生命に関わる」という表現が当事者によって捉え方が異なること（例：本人にとってはテレビがつかないことが緊急になるなど）もあり、表現方法は課題である。
- ・開設時から今まで、深刻な相談は数件程度（警察対応が1件、精神障害者が1人で不安という相談が数件）。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	0床 延利用者数 0床
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

【実施機関】 障がい者総合相談ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）、短期入所事業所（13か所）

24時間365日、相談内容に応じて、訪問などの緊急派遣、緊急一時保護を行う

- ・ 24時間365日、相談内容に応じて、訪問などの緊急派遣機能、緊急一時保護機能がある。
- ・ 日中は、各関係機関が通常業務の範囲で緊急時対応を行っている。
- ・ 夜間・休日等については、介護者不在（救急搬送）や行動障害による対応困難があった場合に、障がい者基幹相談支援センターが緊急派遣、一時保護、入所施設での受け入れ対応を調整している。
- ・ 入所施設の定員や空き状況を定期的に（半年に1回程度）調査している。
- ・ 緊急対応用の空床補償をすると、当該ベッドは緊急時以外では利用できなくなり、短期入所が必要な人が使えなくなる可能性がある。また、緊急利用が年に何回あるか不明であるため、考えていない。
- ・ 現時点では、緊急時対応の実施ケースはない。

原則48時間、最長72時間以内にサービス等調整会議を開催

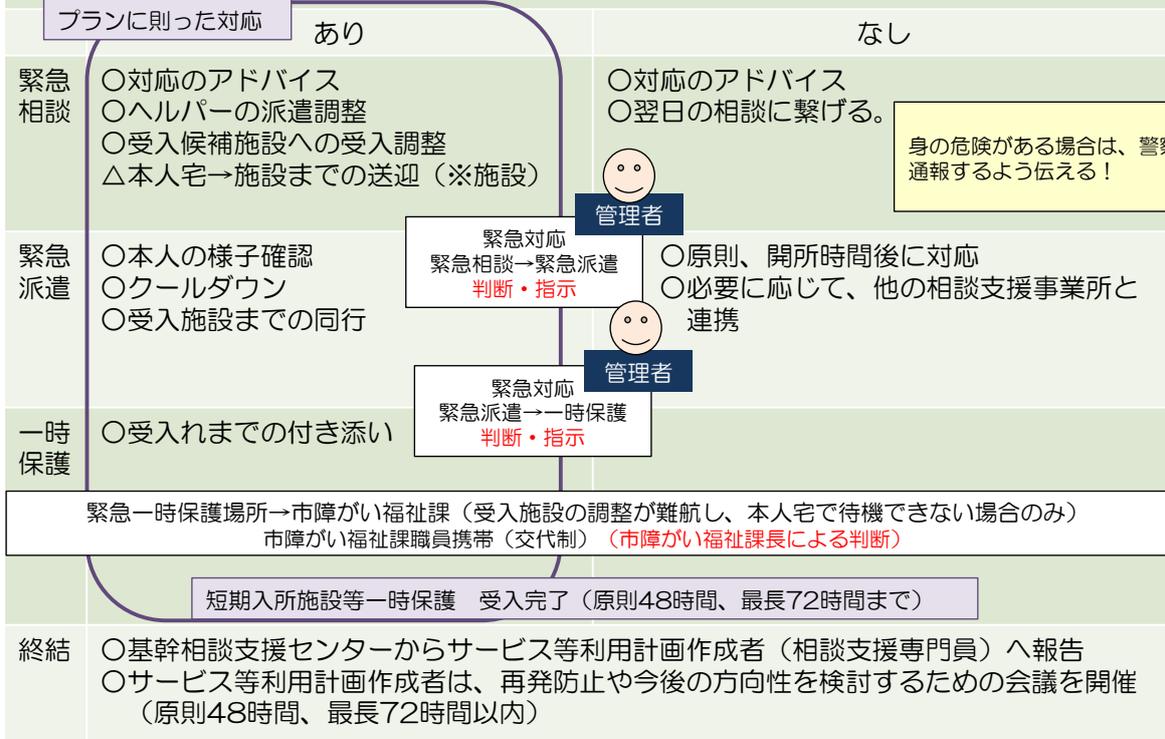
- ・ 緊急時受け入れ後の長期化を防ぐため、原則48時間、最長72時間以内に調整会議を開き、期間や受け入れ先等を事業所同士が協力し合って決定する（困難ケースは、事業所が交代で対応）。
- ・ 急な対応が困難なケース（介護者が1人しかいない高齢者、持病がある、行動障害者等）がほとんど。事前にサービス等利用計画でサービスの候補を決めておくこととしている。

計画相談支援に（仮称）安心生活支援プラン（夜間・休日を想定した対応プラン）を追加

- ・ 計画相談支援（サービス等利用計画）に、（仮称）安心生活支援プラン（夜間・休日のみを想定した対応プラン。介護者不在と行動障害に起因した対応を想定）を追加。緊急対応プランを通常の利用計画と別々に作成するのではなく、1つの利用計画として考え、利用計画の用紙に枠を追加している。
- ・ 全ての計画相談支援に追加するのではなく、相談支援専門員が必要と判断した人のみに追加し、平成29年7月から試験的運用を行っている。

（仮）安心生活支援プラン[休日・夜間受付ダイヤル]
厚木市障がい者基幹相談支援センター

サービス等利用計画に（仮）安心生活支援プランの利用が明記



③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	22人
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

【実施機関】障がい者総合相談ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）、グループホーム（13か所）

グループホームの空きを活用し、一人暮らしに向けた体験を図る

- ・グループホームに空きがあれば体験利用として活用できるよう、相談支援専門員が「将来的にはグループホームで生活したい」というニーズとグループホームの空き状況や特徴を常に把握して、マッチングを行っている。（「緊急時受け入れ体制整備」プロジェクト）
- ・グループホーム13か所（11か所知的障害、2か所精神障害）のうち、体験専用は1か所。他は体験専用ではなく、空きがある場合の体験利用としての有効活用を図っている。
- ・実際には、「通所先への移動支援を確保するのが難しい」、「長期の体験に対応するのが難しい」、「一定期間利用しないとアセスメントができない」など課題が多い。
- ・体験の支給決定基準は、年間最大50日。利用状況は、50日フルではなく、ショート2～3日を何回か、または月に何回かであり、将来を見据えての利用というよりショートステイ的な利用傾向が見られる。



グループホーム(体験専用)

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に
かかる費用

予算措置額：1,190,千円（平成30年度予算）

活用している事業枠：包括的支援事業、介護職人材確保支援事業

市、基幹相談支援センター、相談支援事業所で研修を実施

- ・厚木市主催：市内事業所対象の研修会 年3回程度。
- ・基幹相談支援センター：グループスーパービジョンを用いた事例検討会（実例ではなく、想定される事例についての検討）年5回。その他に、成年後見制度、発達障害、地域移行支援などについて相談支援専門員の勉強会を実施。
- ・相談支援事業所の連絡会：毎月実施。研修会がメイン。

地域包括支援センターとの連携で高齢障害者への専門的な対応体制を確保

- ・相談支援事業所の連絡会では、年12回のうち4回は、地域包括支援センターとの合同会議を実施。障がい者相談支援センターが担当地区の地域包括支援センターと連携を図ることにより、高齢障害者への専門的な対応が行える体制を確保している。
- ・相談支援専門員研修には、地域包括支援センターの職員も参加し、スキル向上を図っている。

研修助成費を増額

- ・介護の仕事に必要な資格取得のための研修を修了した人に受講料の一部を助成しているが、喀痰吸引研修の受講促進を図るため、平成29年度から助成額を増額している。

どの職種も人材不足。特に、相談支援専門員、行動障害に対応できる人が不足

- ・相談支援専門員、事業所の支援員、ホームヘルパーいずれも不足している。相談支援専門員になるための要件は厳しく、条件を満たす人はベテランで管理者が多く目の業務に追われているため、資格取得は難しい。
- ・強度行動障害への対応については、研修会費の助成にとどまっている。支援員のスキルアップによる行動障害者の受け入れ促進を期待しているが、実際は難しい状況である。

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる費用	<p>予算措置額：特になし</p> <p>活用している事業枠：特になし</p>
<p>障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築することにより、「地域の体制づくり」の機能を満たしていくものと考えている。 ・ 障がい者総合相談室ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）、地域包括支援センター（10か所）、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員等による連携強化を図り、地域の見守り支援や多様なニーズに対応できるサービス提供体制の構築を目指している。 ・ その他、個別ケースについてケア会議を頻繁に開き、事業所間で連携を図っている。 	

⑥ その他付加している機能

費用	<p>予算措置額：2,506,千円（平成30年度予算）</p> <p>活用している事業枠：厚木市重度障害児メディカルショートステイ事業、厚木市重度障害者訪問看護支援事業</p>
<p>医療的ケアの不足をカバーするため、厚木市重度障害児メディカルショートステイ事業、厚木市重度障害者訪問看護支援事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立病院で「厚木市重度障害児メディカルショートステイ事業」を実施している。 ・ 「厚木市重度障害者訪問看護支援事業」で、診療報酬上1時間半である訪問看護を、延長分に市が加算して、最長4時間半とした。 	

（参考）厚木市重度障害児メディカルショートステイ事業

在宅で療養する常時医学的管理が必要な重症心身障害児が、家族の疾病、事故等の事情により在宅での療養が一時的に困難になった場合に、医療機関において一時的に受け入れを行い、療養生活の安定を図ることを目的に実施。

対象者：次のすべてに該当する人。

- ①市内に住所を有し、在宅で生活している15歳以下の方②児童相談所により、重症心身障害児の認定を受けている方③常時医学的管理が必要な方

利用要件：次の理由により、在宅での療養が困難となった場合。

家族の疾病・家族の事故等による負傷・冠婚葬祭

実施医療機関：厚木市立病院

利用期間：1回につき3日以内 ただし、在宅での療養が困難な場合は最長7日

相談及び申請先：厚木市役所第二庁舎1階障がい福祉課

注意事項：

利用を希望する人は、事前相談と厚木市立病院小児科の外来受診が必要。利用開始は平日から。

法律で規定されている短期入所を利用できる場合、感染症に罹患している場合や、罹患している可能性がある場合、利用者の体調が発熱などの理由で安定していない場合は利用できない。

(参考) 厚木市重度障害者訪問看護支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介護する家族がレスパイトなど一息つける時間を確保するため、医療保険制度等による訪問看護を利用したときに、看護師による対応を最長3時間まで延長する。

(例) 医療保険制度における訪問看護を上限時間数である1時間30分利用し、この事業により3時間延長した場合、看護師による対応が4時間30分可能。

対象者：次のすべてに該当する人。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、在宅で生活している方 (2) 重症心身障害児(者)の認定を受けている方 (3) 訪問看護を利用している方

利用時間及び回数

■利用時間 3時間まで ■利用回数 月に1回まで利用期間：1回につき3日以内(ただし、在宅での療養が困難な場合は最長7日)

相談及び申請先：厚木市役所第二庁舎1階障がい福祉課

利用者負担額

区 分	90分未満	90分以上
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割16万円未満世帯に属する障がい者	280円	560円
市民税所得割28万円未満世帯に属する障がい児	140円	280円
上記以外	1,120円	2,240円

注意事項

- ・安全な利用のため、利用できる訪問看護ステーションは、訪問看護利用契約をしているステーションに限る。複数のステーションと契約している場合、利用できるのは1つのステーションに限る。
- ・訪問看護ステーションが厚木市重度障害者訪問看護支援事業者登録を受けていない場合は、利用できない。

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・知的障害 30代 男性 療育手帳A1 障害支援区分4。

利用した経緯

- ・高齢の父親と自宅で生活。5年ほど前に、父親が病気入院中に短期入所を利用したこともあり、以前から親亡き後の本人の生活について相談を受けていた。

利用状況

- ・サービス等利用計画のなかで、グループホームの体験利用や短期入所の支給決定は受けているが、体験的な利用については進められていなかった。そのため、緊急時の受け入れについては、サービス等利用計画の中に安心生活支援プランとして明記することで、緊急時の対応について施設と家族、相談支援事業所、市で確認を行い、短期入所の体験的な利用について進めている。

利用の効果等

- ・平常時から、親亡き後や緊急時の対応について検討することで、家族としては不安になることもあるが、逆に課題を整理することで、普段からの関わり方や地域の中でのつながりを意識する機会が増え、予防機能が期待できる。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

マンパワー不足

- ・地域生活支援拠点等の整備において、最も重要なのはマンパワーである。地域生活支援拠点等を担う各資源を結び付ける相談支援専門員が不足している。専門性のある人材の確保、養成には時間を要する。

地域全体で機能するには時間を要する

- ・地域生活支援拠点等の整備の担い手は、専門職だけでなく地域全体であるが、地域が十分に機能するまでには時間を要する。

医療的ケアへの対応が不足

- ・医療的ケアを必要とする障害者に対応できる事業所や人材が少ない。
- ・今年、医療的ケアを必要とする児童を預かることができる児童発達支援センターが厚木市に開設した。定員7名だが、既に満床。近隣からの転入があり、当初想定以上の希望数があった。